令和 **5**年

経営所得安定対策等制度及び鏡石町の支援策の概要

鏡石町地域農業再生協議会



目 次

令和5年産米の「生産数量(面積)の目安」の設定について	 P 1
水田活用の直接支払交付金(農林水産省予算)	 P 2~3
畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)(農林水産省予算)	 P4~5
収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)(農林水産省予算)	 P6∼7
町農業振興助成(町予算)	 P8
転作作物等の所得比較	 P 9
営農計画書の提出について	 P 10
営農計画書の記載方法	 P 11
交付金交付スケジュール	 P12

令和5年産米の「牛産数量(面積)の月安」の設定について

令和3年産に続き令和4年産も大規模な主食用米の削減に取り組んだ結果、令和5年産の生産量の目安は、令和4年産程度との指針が示されたが、人口減少による構造的な需要減少は今後も継続され、引き続き「需要に応じた生産・販売」に向けた取り組みが求められる状況には変わりがないと判断されます。

稲作農家の皆様はぜひ、経営のリスク分散のため、非主食用米(飼料用米等) への転換をご検討ください。

町協議会において設定しました「生産数量(面積)の目安」を参考に生産に取り組んでいただき、主食用米と非主食用米のトータルで収入を確保しましょう。

1 県推進会議から町協議会への「生産数量(面積)の目安」の設定について

区分	令和5年 (A)	令和4年 (B)	比較増減 (C)=(A)-(B)	前年対比率 (D)=(C)/(B)
①生産数量(t)	3,561	3,569	▲ 8	▲ 0.2%
②作付面積(ha)	663	665	▲ 2	▲ 0.3%

2 町協議会から農家の皆様への設定方針について

- (1) 令和4年と同様に一律設定とします。
- (2) 栽培方法に応じた再設定等を行うため、10ha相当は除いて設定します。

3 農家の皆様への「生産数量(面積)の目安」の設定率について

令和]5年	令和]4年	前年	 手比
主食用米目安	生産調整目安	主食用米目安	生産調整目安	主食用米目安	生産調整目安
62.6%	37.4%	62.7%	37.3%	▲ 0.10%	0.10%

主食用米目安とは、水田面積のうち主食用米の目安(62.6%)となります。 生産調整目安とは、水田面積のうち主食用米以外(飼料用米、備蓄米、加工用米、 飼料作物、高収益作物(野菜・花き・果樹・雑穀)、そば、なたね等)の目安 (37.4%)となります。

4 基準単収の設定方法について

東北農政局の市町村別収量を基に過去7年間(H28単収~R4単収)の中から最大値と最小値を 除いた5か年の平均に補正係数をかけて算出します。

(単位:kg/10a)

H28単収	H29単収	H30単収	R元単収	R2単収	R3単収	R4単収	7か年中 5か年 平均	補正係数 (中通り)	補正後の 基準単収 R5
541	542	545	521	549	540	531	540	0.990672	535

水田活用の直接支払交付金 (農林水産省予算)

水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米等の戦略作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する「販売農家」及び「集落営農」

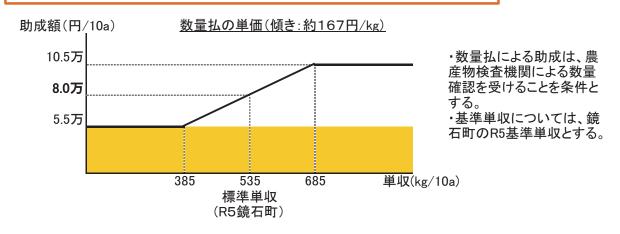
2 交付単価

(1)戦略作物

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35, 000円/10a
WCS用稲	80, 000円/10a
加工用米	20, 000円/10a
飼料用米、米粉用米(一括管理)	(作況に応じて増減) 80,000円/10a
飼料用米、米粉用米(区分管理)	収量と作況に応じ、 55, 000円~105, 000円/10a

- ※1 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること及び出荷・販売することが要件
- ※2 支払時期は、12月から1月頃の支払いを予定しております。
- ※3 飼料用米、米粉用米の数量払について、作況調整が導入されます。
- ※4 区分管理の場合は、多収品種の作付、主食用米と違う品種を作付する等の取組が必要です。
- ※5 多年生牧草については、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで交付します。

飼料用米・米粉用米のイメージ(区分管理の場合)



3 交付対象水田の扱い

※5年間(R4~R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針が示されました。

4 産地交付金

対象作物の高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

産地交付金における助成単価は、県内の取組面積及び国・県からの配分額に応じて、予算の範囲内で 支払われるため、変動(減額)することがあります。

1. 県域枠

1. 2/2-24.11		
対象作物等	取組内容	交付単価(予定)
飼料用米大規模取組加算	一般品種・多収品種、複数年契約、大規模作付及び 団地化の取組が必要	2, 500円/10a
加工用米複数年契約	3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組が 必要	14, 000円/10a
飼料用トウモロコシ	収量増加に資する取組が必要	4, 000円/10a
新市場開拓用米取組拡大	新規需要米取組計画の認定が必要	14, 000円/10a
麦、大豆生産拡大	施肥管理、赤かび防除、排水対策の取組が必要	5, 000円/10a

2. 国設定枠

対象作物等	取組内容	交付単価(予定)
そば、なたね	出荷販売契約が必要	20, 000円/10a
新市場開拓用米	新規需要米取組計画の認定が必要	20, 000円/10a

3. 地域枠

対象作物等	取組内容	交付単価(予定)
飼料用米	多収品種、多肥栽培の取組が必要	4, 000円以内/10a
四个个	一般品種、低コスト生産・出荷体制の取組が必要	4, 000円以内/10a
加工用米	3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組、低 コスト生産の取組が必要	4, 000円以内/10a
飼料作物	低コスト生産の取組が必要、前年より作付拡大した 面積のみ該当	4, 000円以内/10a
そば、なたね	出荷販売契約、低コスト生産の取組が必要、前年より作付拡大した面積のみ該当	4, 000円以内/10a
大 豆	施肥管理、赤かび防除、排水対策の取組が必要	4, 000円以内/10a
地域振興作物	野菜、花き、果樹、雑穀の出荷・販売が必要	4, 000円以内/10a
二毛作助成	飼料作物同士の組合せによる二毛作の取組が必要	4, 000円以内/10a
耕畜連携助成	①飼料用米の稲わら利用の取組、②飼料作物生産 水田への堆肥の散布の取組が必要	4, 000円以内/10a

- ※1 全体の取組面積実績により単価調整(増減)される場合があります。
- ※2 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること及び出荷・販売することが要件
- ※3 地域振興作物のうち、果樹については定植後3年間となります。
- ※4 飼料作物助成、飼料用トウモロコシ助成、二毛作助成、耕畜連携助成を受けるには、 利用供給契約を締結 (自家利用の場合は自家利用計画を策定)することが必要
- ※5 二毛作助成の作付の例 牧草+飼料用トウモロコシ
- ※6 大豆については、新規取組予定のため、皆減される場合があります。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) (農林水産省予算)

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物(麦、大豆、そば、なたね等)を生産する農業者に対して、 経営安定のための交付金を国から直接交付します。

支払は、数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払(営農継続支払)として当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いします。

1 交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

販売先との出荷契約書が必要となります。(直売所での販売、自家加工で利用する場合は別途申請が必要)

2 面積払(営農継続支払)

(1)交付対象面積

麦・大豆・そば・なたね等の当年産の作付面積が対象となります。

※当年産の数量払の概算払となります。

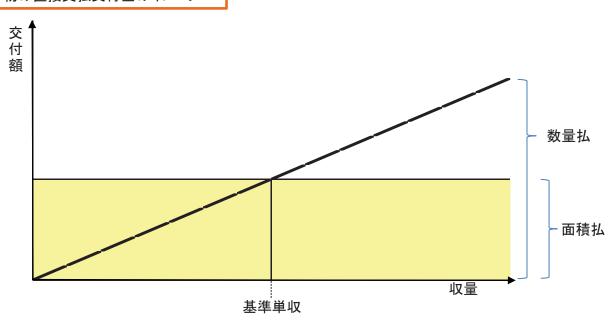
(2)交付単価

20,000円/10a(麦、大豆、なたね)

13,000円/10a(そば)

※面積払を受けない場合は、販売数量確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払 われます。

畑作物の直接支払交付金のイメージ



3 数量払

(1)交付対象数量

麦・大豆・そば・なたねの当年産の出荷・販売数量が交付対象数量となります。

- (2)交付単価
 - ・消費税の免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれます。
 - ・免税事業者向け単価を申請する方は、令和5年度の交付申請から2年前の確定申告書等の提出が必要です。
- (3)品質に応じた数量払

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、品質に応じて交付 します。麦・大豆・そばなどの作物は、等級検査を受ける必要があります。

- ※1 面積払(営農継続支払)を受けた農業者は、その交付額を除いて支払われます。
- ※2 各作物の基準単収は、鏡石町の令和5年産~7年産の基準単収となります。
- ※3 10a当たりの交付額は、鏡石町の令和5年の基準単収により試算しています。

小麦

(円)

品質区分	1等			2等				
(等級/ランク)	Α	В	С	D	А	В	С	D
課税60kg当たり	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
免税60kg当たり	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
10a当たり(参考課税)	20,665	18,806	18,249	18,026	16,353	14,495	13,938	13,715

基準単収: 223kg/10a

※パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,300円/60kgを加算します。

大豆

(円)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	特定加工用大豆
課税60kg当たり	10,360	9,670	8,990	8,310
免税60kg当たり	10,770	10,080	9,400	8,720
10a当たり(参考課税)	16,403	15,311	14,234	13,158

基準単収:95kg/10a

※特定加工用大豆は、豆腐、油揚げ、しょうゆ等製品の段階で、大豆の原形をとどめない用途に使用する 大豆です。

そば

(円)

品質区分 (等級)	1等	2等
課税45kg当たり	17,180	15,070
免税45kg当たり	18,010	15,900
10a当たり(参考)	18,325	16,075

基準単収:48kg/10a

なたね

(円)

		(1.1)
品質区分 (等級)	キザキノナタネ キラリホ`シ ナナシキフ゛ きらきら銀河	その他の品種
課税60kg当たり	7,720	6,980
免税60kg当たり	8,140	7,400
10a当たり(参考)	6,948	6,282

基準単収:54kg/10a

※なたねは、食用植物油脂用に供されるものが交付対象となります。

収入減少影響緩和対策(ナラシ対策) (農林水産省予算)

農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットで、収入減少による農業経営への影響を緩和するための保険的制度です。

1 交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

※その年の収入保険に加入していないことが要件となります。

2 交付対象数量

(1)米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、

- ①農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- ②農業者又は農業者から委託を受けた者(JAや集荷業者以外)が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

(2)麦、大豆等

畑作物の直接支払交付金(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

※ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

3 補てん額

米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

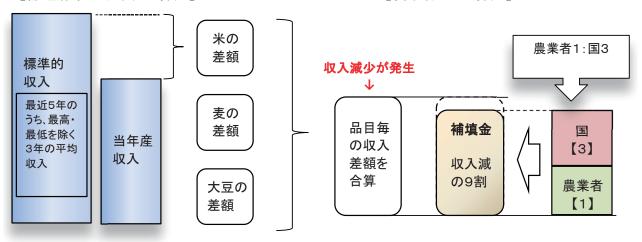
補てんの財源は、対策加入者と国が1対3の割合で負担します。このため、補てんを受けるには、積立金の拠出が必要となります。補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため掛け捨てとなりません。

制度設計のイメージ

補てん額=(標準的収入額-当年産収入額)×0.9

【都道府県地域単位で算定】

【農業者ごとに算定】



4 ナラシ対策の加入から補てん金支払いまでの流れ

① 加入申請(積立申出) 6月30日まで

申請用紙に、令和5年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し提出します。

※出荷・販売契約数量等報告書の提出も必要になります。

② 積立金の拠出 8月31日まで

農業者の積立額(※)は、国が農業者ごとに算定し、通知します。

※ 加入申請時に申し出た生産予定面積と、5月上旬に告示予定の10a当たり標準的収入額に基づき 算定されます。

農業者は、標準的収入額から原則20%減収分までを対応するコースの積立金を拠出します。 前年産からの繰越しがある場合は、本来積立すべき額から繰越分を差し引いて拠出します。

③ 補てん金交付申請 翌年5月1日まで

補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(※1))に基づき支払われます。 申請期間内に、交付申請書とともに生産実績数量の証明書類(※2)を提出します。

- ※1 「生産実績数量」については前ページ「2 交付対象数量」に記載のものとなります。
- ※2 農産物検査結果証明書、出荷契約書又は出荷伝票などです。

これらの証明書類は、決して捨てずに交付申請まで大切に保管してください。

④ 積立額の確定 翌年5月下旬から6月頃

交付申請により、出荷販売実績から換算した面積に基づき積立額を再計算し、額を確定します。 再計算した積立額が加入時の積立額より、

小さい場合 ⇒ 加入時の積立額との差額を農業者へ返納します。

大きい場合 ⇒ 加入時の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払 翌年5月下旬から6月頃

補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づき算定し、5月下旬から6月頃に支払います。 地域の令和5年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、 農業災害制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

⑥ 積立金の翌年産への繰越

翌年産も引き続きナラシ対策に加入する場合の拠出額は、本来積立すべき額から、前年産から繰り越された額を差し引いた額となります。

町農業振興助成(町予算)

1 鏡石町農業振興事業

(1)稲作振興事業(水田収益力強化事業)

	内容	交付単価	備考
1	飼料用米(多収品種)推進助成	10, 000円以内/10a	出荷・販売先と契約
2	飼料用米(一般品種)推進助成	5, 000円以内/10a	出荷・販売先と契約
3	特別栽培米「牧場のしずく」推進助成	1, 300円以内/1俵	農協鏡石支店へ申込・出荷が必要
4	「牧場のしずく」用 選別網購入助成(網目1.9mm)	10,000円以内/1枚	農協鏡石支店へ申込が必要

- ※1 取組の実績により予算の範囲内で交付しますので、単価調整される場合があります。
- ※2 補助金は農協を通して各農家に支払われます。

(2)農地再生プロジェクト事業(かがみいし油田計画事業)

	内容	交付単価	備考
1	なたね作付助成	7, 000円以内/10a	出荷・販売先と契約
2	なたね収穫調整助成	7, 000円以内/10a	出荷・販売先と契約
3	えごま作付助成	9,000円以内/10a	出荷・販売先と契約

- ※1 取組の実績により予算の範囲内で交付しますので、単価調整される場合があります。
- ※2 水田及び畑地が対象となります。
- ※3 補助金は各農家からの申請に基づき町から支払われます。

2 町単独助成の補助金支払時期について

令和5年12月~翌年3月交付予定

3 その他

町単独助成を受けるには、営農計画書の提出、その他申請手続き、JA・生産者団体等の確認が必要です。

転作作物等の所得比較(※参考)

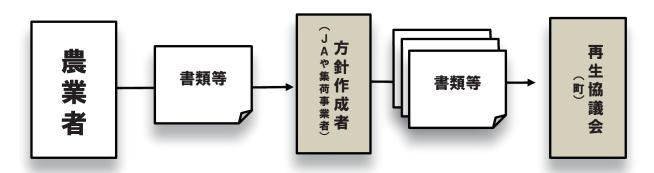
MX 7C III	販売価格等		₩.	交付金の内容							
販売価格円/600億	流通経費 円/60kg	水田活 ①戦略作物 (地交付金色域枠)	(国権な)	⑤町助成	⑥販売利益	②小計 ①+②+③+ ④+⑤+⑥	8 経費	農家所得	華木
12,600	2,000						94,000	94,000	79,983	14,017	
10,700	1,200						84,000	84,000	79,983	4,017	4,017 契約書必要
1,800	1,800	105,000		4,000 以为		10,000	0	119,000	79,983	39,017	単収が標準単収+150kg/10a以 上の場合の最高額を記載
1,800	1,800	80,000		4,000		5,000	0	89,000	79,983	9,017 以内	
6,000	2,000	20,000	14,000	4,000 以为			35,000	73,000	79,983	— 6,983 以	-6,983 3年以上の複数年契約等の場合 以
I	I	35,000					3,000	38,000	25,000	13,000	3,000 畜産農家と契約、自家利用は利用 13,000 用供給計画が必要
l	I	35,000		4,000 এন্স	20,000		17,750	76,750	35,000	41,750	41,750 出荷販売契約書必要 規格外は不可
I	I		20,000		13,000		9,500	42,500	24,000	18,500	18,500 出荷販売契約書必要 <mark>規格外は不可</mark>
l	I		20,000		20,000	14,000 ಟಡ	19,000	73,000	37,000	36,000 ^{以内}	36,000 出荷販売契約書必要 <u>食用植物油脂用のみ</u> 以内

表中の金額はあくまでも概算(目安となる金額)となりますのでご了承ください。 経費については、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の資料等を参考とした。各農家等により機械等の保有状況・作物の管理方法により異なる。 販売価格及び流通経費については、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の資料等を参考に設定した。 _ ი ო <u>*</u> * *

営農計画書の提出について

- 営農計画書は、協議会が町内の水田の利用状況を把握し、今後の水田における農業 施策に活用するための重要な計画書です。
- 経営所得安定対策に取り組むためには、提出が必要です。
- 皆様の営農計画書は、各認定方針作成者が準備しており、加入意向申請受付時に 配布します。内容を確認、修正のうえ、加入意向申請書と一緒に提出してください。
- <u>受付は3月を予定しております。日程については、各認定方針作成者から案内があります。</u>

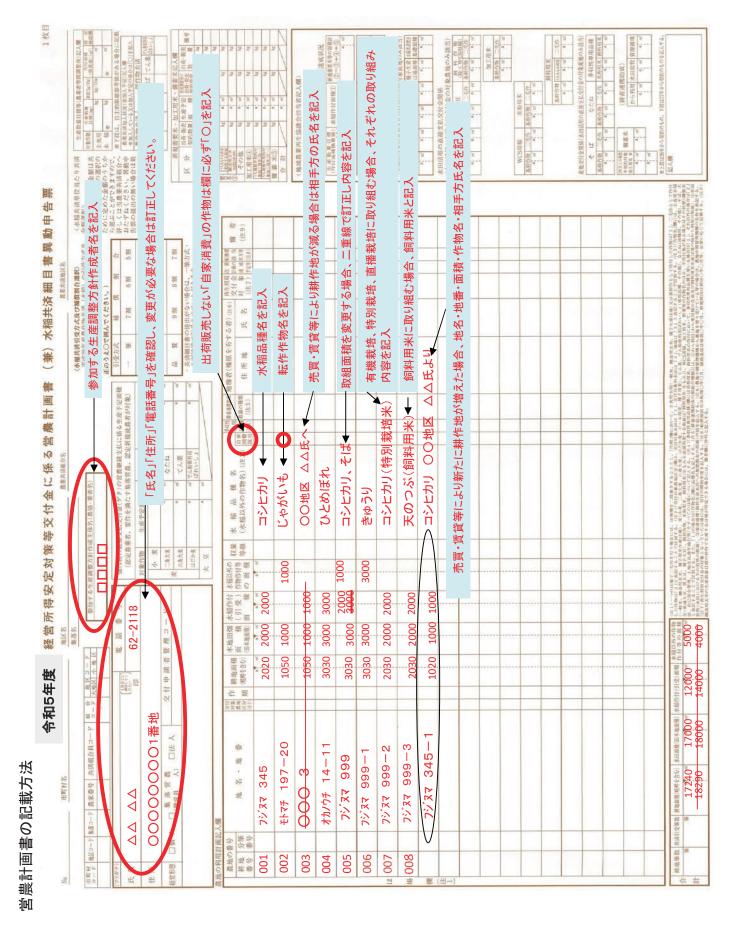
経営所得安定対策等に係る書類提出の流れ



- 営農計画書や経営所得安定対策の申請書・添付書類の提出など事務手続きは、 各方針作成者が取りまとめ、協議会へ提出することになります。
- 方針作成者は、下記のとおりです。

【生産調整方針を作成している集荷業者等一覧表】

	方針作成者名	住所	電話番号
1	夢みなみ農業協同組合	須賀川市大町85 (鏡石支店:鏡石町本町296)	0248-62-2130
2	農事組合法人 須賀川産直センター	鏡石町東鹿島238	0248-75-6656
3	有限会社岩瀬米肥	須賀川市舘ヶ岡字町尻58-1	0248-78-2236
4	有限会社うめもと	郡山市富久山町八山田字勝木沢82	024-922-6291
5	株式会社山吉吉田商店	郡山市田村町守山字殿町1番地の1	024-955-3141



交付金交付スケジュール

交付金に関するスケジュール(想定)

